



長野県報

9月18日(木)
平成20年
(2008年)
第2000号

目 次

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課) 1

告示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 2

公 告

一般競争入札(消防課) 2

一般競争入札(管財課) 3

登録販売者試験(薬事管理課) 4

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(4件)(産業政策課) 5

建設業法に基づく建設業の許可の取消し(建設政策課) 8

都市計画の変更案作成のための公聴会の中止(都市計画課) 12

一般競争入札(病院事業局) 12

特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(病院事業局) 13

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課) 14

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止(事業課) 14

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年9月18日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第39号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「第3条」を「第2条第4項」に改める。

別表第2の一般国道403号の項の次に次のように加える。

一般国道474号	起点から天龍峡インターチェンジまで	天龍峡インターチェンジに向かって右側500メートル以内及び起点から高速自動車国道中央自動車道西宮線に向かって500メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。
----------	-------------------	--

別表第3の一般国道141号の項の次に次のように加える。

一般国道474号	起点から天龍峡インターチェンジまで	天龍峡インターチェンジに向かって右側1,000メートル以内及び起点から高速自動車国道中央自動車道西宮線に向かって1,000メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。
----------	-------------------	--

別表第6中「第12条第1項の」を「条例第12条第1項の」に、「長和町大字和田屋外広告物特別規制地域」を「長和町和田屋外広告物特別規制地域」に、「長和町大字和田の」を「長和町和田の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築指導課